

保護者の皆様へ

ご利用にあたって(2019年度版)

社会福祉法人あしかび

認定こども園

たかさきこども園

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素から認定こども園 たかさきこども園(以下「園」という)の運営に関しまして、なにかとご理解とご協力をいただき、御礼申し上げます。

さて、園を利用するにあたりまして、ご案内やお守りいただく事項について、以下のとおりご周知申し上げます。

1. 教育・保育を提供する日について

お住まいの市町村から受けた支給認定区分ごとに、以下のとおり利用可能日(休園日)が異なります。

認定区分	対象者	休園日
1号認定子ども	満3歳以上の小学校就学前児童のうち、2号認定子ども以外の児童	土曜日、日曜日、祝祭日及び年末年始(12/29~1/3)、春・夏・冬期の長期休業日、停電を伴う点検日、行事の振替休日(※注)
2号認定子ども	満3歳以上の小学校就学前児童のうち、保育を必要とする児童	日曜日、祝祭日及び年末年始(12/29~1/3)、お盆(8/13~15)、年度末(3/31)、停電を伴う点検日、行事の振替休日
3号認定子ども	満3歳未満で保育を必要とする児童	

(※注)土曜日でも、保育が必要な場合は時間外保育を利用することもできますので御相談ください。なお、延長保育(18:30~19:00)は実施していません。

2. 教育・保育を提供する時間について

お住まいの市町村から受けた支給区分ごとに、以下のとおり利用可能な時間帯が異なります。

認定区分	教育・保育時間	利用可能時間
1号認定子ども	教育標準時間 (概ね4時間程度)	9時~13時(※注1)

2号認定子ども 3号認定子ども	保育標準時間 (最大11時間)	7時30分～ 18時30分(※注2)
	保育短時間 (最大8時間)	9時～17時(※注3)

(※注1) 9時より前もしくは13時を越えて保育を必要とされる場合は、時間外保育を利用することもできますので御相談ください(別途利用者負担が必要となります)。

(※注2) 7時30分から18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、18時30分～19時までの範囲内で、延長保育を提供いたします(延長保育の利用にあたっては、保育料の他に、別途利用者負担が必要となります)。

(※注3) 9時から17時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時30分から9時まで又は17時から18時30分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします(時間外保育の利用にあたっては、保育料の他に、別途利用者負担が必要となります)。

(1) 保育必要時間の設定や土曜日保育の利用について

◎すべて前月20日までに申請書の提出が必要です。

①保育標準時間認定2、3号認定子どもの保育必要時間は勤務時間+通勤時間となります。

9:00以前、17:00以降のご利用を希望される場合は、保育必要時間申請書及び延長保育 利用申請書を前月20日までに提出の上、内容を確認後、利用の開始となります。許可された時間を越えた場合は1回につき100円の時間外保育料が発生します。また18:31を越えた場合は1分につき16円が別途発生します。

②土曜日保育利用につきましても、保育標準時間認定2、3号認定子どもの保育必要時間は 勤務時間+通勤時間となります。保育必要時間申請書を前月20日までに提出の上、内容を確認後、利用の開始となります。許可された時間を越えた場合の取扱は①と同じです。

(2) 時間外保育や延長保育の利用について

◎すべて前月20日までにそれぞれ申請書の提出が必要です。

9/30までの時間外保育料金について

① 教育標準時間認定こどもにかかる時間外保育料金について

・13:00～17:00までの場合

月額・保育短時間保育料と教育標準時間保育料との差額

・7:30～9:00、13:00～18:30までの場合

月額・保育標準時間保育料と教育標準時間保育料との差額

ご利用を希望される場合は前月20日までに保育必要時間申請書を提出の上、内容を確認 後、利用の開始となります。

* 万一、許可された保育必要時間を越えた場合 1回100円

18:31を越えた場合 1分につき16円+100円

② 保育標準時間認定こどもにかかる延長保育料金(月～金)

・18:31～19:00までの場合 月額 2,000円

ご利用を希望される場合は前月20日までに延長保育事業利用申請書を提出の上、内容を確認 後、利用の開始となります。

* 万一、19:01を越えた場合 1分につき16円+100円

③ 保育短時間認定こどもにかかる時間外保育料

・7:30～9:00までの場合 月額 3,000円 1回300円

・17:01～18:30までの場合 月額 3,000円 1回300円

ご利用を希望される場合は前月20日までに保育必要時間申請書を提出の上、内容を確認後、利用の開始となります。

* 万一、18:31を超えた場合 1分に付き16円+100円

10/1からの時間外保育料金について

① 教育標準時間認定こどもにかかる時間外保育料金について

・7:30～9:00までの場合 月額 3,000円 1回300円

17:01～18:30までの場合 月額 3,000円 1回300円

ご利用を希望される場合は前月20日までに保育必要時間申請書を提出の上、内容を確認後、利用の開始となります。

* 万一、許可された保育必要時間を超えた場合 1回100円

18:31を超えた場合 1分に付き16円+100円

② 保育標準時間認定こどもにかかる延長保育料金(月～金)

・18:30～19:00までの場合 月額 2,000円

ご利用を希望される場合は前月20日までに延長保育事業利用申請書を提出の上、内容を確認後、利用の開始となります。

* 万一、19:01を超えた場合 1分に付き16円+100円

③ 保育短時間認定こどもにかかる時間外保育料

・7:30～9:00までの場合 月額 3,000円 1回300円

・17:00～18:30までの場合 月額 3,000円 1回300円

ご利用を希望される場合は前月20日までに保育必要時間申請書を提出の上、内容を確認後、利用の開始となります。

* 万一、18:31を超えた場合 1分に付き16円+100円

◎ 保育必要時間申請書を園に前月20日までに提出し、事実確認後翌月1日より許可となります。なお、虚偽記載や諸費用の滞納、不正利用が見られた場合には、証明された事業所等に事実確認し、許可を取り消す処置をとりますので、充分にご留意いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。



3. 登降園時の送迎などについて

① 登降園時の送迎は原則保護者がなされ、直接担当保育教諭にお渡しください。保護者が出来ない場合は、園児緊急連絡票の送迎者欄に送迎者の氏名を記入してください。ただし、その送迎者は保護者に代わり法的に責任能力を有する成人に限ります。また、緊急時にそなえ、園児緊急連絡票は最新の事実に基づいた情報を記載し、提出してください。担任までの連絡や園児緊急連絡票の提出がない場合のトラブルにつきましては、園は一切の責任を負いませんので、速やかなご対応をよろしくお願いいたします。

② お預かり前やお帰り後、階段や廊下、保育室など、子どもだけにしないでください。万一事故やケガ等が発生しても、園は一切の責任を負いません。また園の設備や器物の破損が見られた場合はその損害を賠償していただきます。

③ 受け渡し時にお子さんの様子や連絡事項を担当保育教諭にお話ください。発熱(37.5℃以上)や、体調不良や感染症を疑われる場合はお預かりできませんので、ご承知おきください。長い爪は危険です。伸びている爪は必ず切っておいてください。

④ とびひの場合は医療機関にて感染予防の処置を行った上での登園許可となります。

⑤ 園児緊急連絡票に記載がされていない方が送迎される場合は、予め担任までお知らせください。(小

学生など責任能力のない方の送迎は固くお断りします。)

⑥入口門扉の開閉は必ず保護者自身で行ってください。

⑦園前の道路は通学路に指定されています。横断歩道上や鳥居前などは駐車しないようにしてください。交通事故のないよう、お車の運転マナーに充分お気をつけください。道路をはさんだ西側に駐車場があります。5番、6番をご利用ください。なお、運転中並びに駐車時の事故やトラブル等におきましては、園は一切の責任を負いません。

4. 欠席取扱について

・欠席の場合は必ず園にご連絡ください。園ホームページからも連絡できます。

<http://www.ashikabi.ed.jp/>

・帰省等により長期欠席される場合は前もってご連絡ください。この場合でも保育料等は必要となります。

①学校保健安全法で規定している感染症について

インフルエンザ、麻疹、水痘、流行性耳下腺炎、咽頭結膜熱、流行性角結膜炎、溶連菌感染症、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎、RSウイルス感染症、ヘルパンギーナ、手足口病などの場合、出席停止の措置をとります。再登園には「登園に関する意見書」が必要となりますので、かならず医療機関の診察医に記入の依頼をしてください。

その他に分類される「とびひ」につきまして、医療機関にて感染予防の処置を行った上での登園許可となります。

②インフルエンザについて

感染力が強く、容易に集団感染をおこします。症状が見られたら、早めに受診してください。発症した後5日を経過し、かつ熱が下がって3日を経過してからの再登園となります。必ず「登園に関する意見書」が必要です。

③感染性胃腸炎について

感染力が強く、容易に集団感染をおこします。症状が見られたら、早めに受診してください。園内で嘔吐、下痢症状が見られましたら、ご家族の方に直ちに連絡をします。出来る限り早めのお迎え、受診へのご協力をお願いします。感染予防のため、吐物や下痢便で汚れた衣類等は、そのまま返却いたします。嘔吐・下痢症状が治まり、普段の食事が出来ることが再登園の目安となります。再登園には必ず「登園に関する意見書」が必要です。

5. 食物アレルギーについて

I 食物アレルギー除去食についての基本的な考え方

保育所におけるアレルギー対応ガイドライン(以下ガイドラインという)では、『保育所における食物アレルギー対応の基本は、子どもが安全に保育所生活を送るという観点から“完全除去”か“解除”の両極で対応を進めるべきである。』と述べられています。アレルゲンの除去対応が必要な子どもに対し、安全な食事の提供を第一と考え、家庭での除去よりも一層安全性を優先した完全除去対応を基本とします。しかし、成長期にある子どもの栄養面を考慮しつつ、代替食品の提供や鶏卵、牛乳・乳製品、小麦のみ、大阪市立保育所の除去区分に応じた対応を行ってまいります。ただしアナフィラキシーの場合はご家庭よりお弁当を持参していただきます。

(1)除去食対応について

・子どものアレルギーの状況を確認し、所定様式に基づいて保護者より聞き取りを行い、園で初めて食べる食材を避けるなど、家庭との協力のもと除去食対応を進めていきます。

(2)「食物アレルギーに関する生活管理指導表」について

・食物アレルギーは、一人一人の除去する食材の種類や程度も異なることから、自己判断による除去対応を行うことなく、必ず医師が記入した「食物アレルギーに関する生活管理指導表」を基本とします。

・保護者は1年に1回、「食物アレルギーに関する生活管理指導表」を園に提出する必要があります。指示内容に変更が生じた場合は、その都度担任まで連絡し、必要に応じた書類の提出が必要です。

・医療機関において発生した費用は、保護者負担となります。

(3)「大阪市立保育所における部分除去のめやす」について

・医師の指示があり、保護者の申し入れがある場合は、「大阪市立保育所における部分除去のめやす」を基本に、部分除去対応を行います。ただし、鶏卵、牛乳・乳製品、小麦のみとなります。

(4)エピペンについて

・エピペンの預かりについては、保護者の依頼から主治医との十分な協議の上、主治医による指導を受けた後、お預かりすることとなります。

Ⅱ 食物アレルギー児受け入れ対応の手順

〔入園前健診〕

①食物アレルギー児について「アレルギー調査票(様式3)」を保護者が記入します。

〔病院受診〕

②「食物アレルギーに関する生活管理指導表(様式1)」を主治医が記入し、園に提出します。

〔個人面談〕

③保護者の申し出により、「食物アレルギーに関する生活管理指導表」の指示に基づき、「大阪市立保育所の部分除去のめやす(様式2)」を保護者が記入し、園に提出します。

④代替えできるかできないかの対応を保護者と園とで内容確認をします。

⑤必要に応じ「食物アレルギー緊急時薬連絡票(様式4)」を保護者が記入し、園に提出します。

⑥エピペンの預かりについては、「アナフィラキシー補助治療薬(エピペン自己注射薬)連絡票」(様式4-1)を保護者が記入し(一部園が記入します。)、園に提出します。

〔献立チェック〕

⑦食物アレルギー児対応献立表を保護者と園とで確認します。

〔変更・解除〕

⑧状況に変更がある場合は、部分除去は「大阪市立保育所の部分除去のめやす(様式2)」、全解除は「除去食物の解除届(様式5)」を、保護者が記入し、園に提出します。



6. 薬服用について

園児が病気のために薬を服用する際は、保護者の手によって薬を与えることが原則とされています。主治医の診察を受ける時は、園では原則として薬の服用ができないことと、園児の在園時間帯を避けるような処方をお伝えください。しかし、時間帯を避けた処方が難しい場合や緊急時等、やむを得ず薬を持参して登園の場合は、万全を期するために「与薬依頼票」に必要事項を記載し、その内容を園と話し合いの上、担当保育教諭が保護者に代わり薬を投与することができます。

①薬は、お子さんを診察した医師が処方し調剤したもの、或いはその医師の処方によって薬局で調剤したものに限りません。

②保護者の個人的な判断で持参した薬は園として対応できません。

③座薬の使用は原則として行いません。やむを得ず使用する場合は医師からの具体的な指示書を添付してください。なお使用にあたっては、そのつど保護者にご連絡しますのでご了承ください。

④初めて使用する座薬については対応しません。

⑤「熱が出たら飲ませる」「咳が出たら・・・」「発作が起こったら・・・」というように症状を判断して与えなければならない場合は、園としては、その判断はできませんので、そのつど保護者にご連絡することになりますのでご了承ください。

⑥慢性の病気(気管支喘息・てんかん・糖尿病・アトピー性皮膚炎などのように経過が長引くような病気)

の、日常における与薬や処置については、幼保連携型認定こども園教育・保育要領によって、子どもの主治医または学校医の指示に従うとともに、相互の連携が必要です。

⑦持参する薬について

♪ 医師が処方した薬には必ず「与薬依頼票」を添付してください。なお、「薬剤情報提供書」がある場合には、それも添付してください。

↳ 使用する薬は一回ずつに分けて、当日分のみご用意ください。

袋や容器にお子さんの名前を記載してください。

7. 自然災害時の対応について

①「暴風警報」もしくは「特別警報」が発令された場合

♪ 午前7時現在、大阪市に「暴風警報」もしくは「特別警報」が発令された場合、臨時休園となります。

↳ 大雨警報や洪水警報の場合は臨時休園ではありませんが、登園時に雨の状態が激しい様な場合や大和川の水位が高い場合には、保護者の判断で登園を見合わせてください。なお、園長の判断で臨時休園する場合があります。

自然災害(大雪など)により地下鉄・ニュートラムが運転休止の場合、臨時休園となります。職員が出勤できず、法令等に遵守した安全な保育ができませんので、ご承知おきください。



②大きな地震が起きた場合

	震度4～震度5弱	震度5強以上
午前7時前	午前7時現在、大阪メトロ(ニュートラムを含む)が運休している場合は臨時休園となります。	
保育中	○運休でない場合は、園舎等の安全確認後、保育開始となります。	○臨時休園となります。
	○避難後、園舎等に異常がない場合は、保育を再開します。	○避難後、園にて待機となります。必ず保護者もしくは緊急連絡票に記載のある方のお迎えをお願いします。

* 地震発生時は、通信手段の混乱で、連絡がつきにくくなるのが想定されます。園への電話での問い合わせは、極力さけてください。

* 津波警報発令時は、お迎えに来られた方も津波警報解除まで園にて待機をお願いする場合があります。

* 想定している震度につきましては、あくまでも目安です。体感した揺れの大きさや被害の状況によって、実際の対応の仕方は変更する場合がありますのでご了承ください。

8. 子どもの衣類、身に着ける物等について

走ったり、跳んだり、踊ったり・色々な動きをして遊ぶ子ども達には、シンプルな服装が一番です。色々な装飾のある服装は、以下のような危険があり、重大な事故につながるおそれがあります。以下にあげる衣類の着用や装飾品の持ち込みについては、禁止とさせていただきます。

- 上着のフード ○首まわり、上着裾、ズボン裾などのひも
- ファスナー(着用時、肌に直接触れる場合) ○ストーン、スパンコールが付いたもの
- ヘアピン、ヘアゴム、カチューシャ(ヘアゴムに関しては、0-2歳児は禁止です。3歳児クラスも小さいビニール製ゴムはお控えください。)
- 外れかかっているボタン ○ミサンガ

9. 持ち物について



- ①持ち物すべてに(家から着てくる衣類、下着その他靴下等の小さな物1つ1つにも)、組名とお名前をフルネームで記入しておいてください。(記名のない物は紛失します。必ず記名しておいてください。)
- ②園の衣類をお貸しした際は洗濯の上、返却してください。
- ③コップは毎日持ち帰りきれいに洗った上、翌日持たせておいてください。
- ④コイン、おもちゃ、キーホルダーなどは持たせないでください。
- ⑤手提げ袋は園でお渡しする絵本や誕生会のプレゼント、その他の物を持ち帰る際に使用します。常時使用できますよう、毎日持たせておいてください。また、汚れた物を入れるため、必ずビニール袋を入れておいてください。
- ⑥うめ組・さくら組は毎日歯磨きをしますので、歯ブラシを毎週末に持ち帰り翌週に必ず持たせておいてください。

10. おたより帳について

- ①おたより帳はご連絡のお手紙等をはさんでいますので、園や担任からの連絡事項がないか毎日ご確認ください。また翌日には必ず持たせておいてください。
- ②利用料金等支払時はこのおたより帳を担任にお渡しください。

11. お弁当について

①行事の予備日、②調理設備機器の故障により給食の実施ができない場合、③道路状況により給食材料の運搬が不可の場合(G20 開催時等)、お弁当日となります。お弁当のご用意をよろしく願います。

12. 園児緊急連絡票について

・園児緊急連絡票は①万一のお子さんのけがや事故が発生した場合の対応や、②送迎者情報が記載された書類です。たいへん重要な書類です。お引越しによる住所変更や、様々な事情による家族構成の異動(保護者の変更)があった場合は、その事実が発生する前に必ず担任までご連絡ください。最新の事実に基づいた園児緊急連絡票の提出をお願いします。他園において離婚後の子どもの連れ去りの事件も発生しております。担任までの連絡や緊急連絡票の提出がない場合のトラブルにつきましては、園は一切の責任を負いませんので、すみやかなご対応をよろしく願います。

13. 利用料金の支払いについて

- (1) 特定教育・保育にかかる利用者負担(保育料)
支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める利用者負担額(月額)をたかさきこども園

にお支払いいただきます。ただし、月の途中で入退園する場合には、在籍日数に応じ日割り計算で算定します。

(2) 保育の提供に要する実費にかかる利用者負担金等

① 全員が対象となるもの

特定教育・保育の提供に要する利用者負担金(上乗せ徴収分、実費分)

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
給食費 1号認定子ども	給食にかかる費用	月額 2,000円 10/1～ 6,000円
主食費 2号認定子ども	給食の主食にかかる費用	月額 1,500円
副食費 10/1～ 2号認定子ども	給食の副食にかかる費用	月額 10/1～ 4,500円
絵本代 1. 2. 3号認定子ども	絵本購入にかかる費用	月額 370～450円 10/1より価格の改定の場合もあります。
遠足参加費 1. 2号認定子ども	遠足にかかる費用(交通費、入園料、損害保険料等) 保護者による参加・不参加の選択制	必要額
用品代 1. 2. 3号認定子ども	教材費として(お道具箱、クレパス、のり、ねんど、はさみ等)	入園時 4,000円
父母の会費 1. 2. 3号認定子ども	保護者会活動や衛生環境向上にかかる費用	月額 年長児クラス 1,300円 その他クラス 800円
制服費等 1. 2号認定子ども	制服やスモック等購入にかかる費用	必要額
入園寄付金 1. 2. 3号認定子ども	施設整備等にかかる費用 ただし賛同者のみ	入園時 10,000円
後援会費寄付金 1. 2. 3号認定子ども	施設整備等にかかる費用 ただし賛同者のみ	月額 1,000円

② 該当者(利用者)のみ対象となるもの

◎時間外保育や延長保育の利用について

◎すべて前月20日までの申請書提出が必要です。

9/30までの時間外保育料金について

① 教育標準時間認定こどもにかかる時間外保育料金について

・13:00~17:00までの場合

月額・保育短時間保育料と教育標準時間保育料との差額

・7:30~9:00、13:00~18:30までの場合

月額・保育標準時間保育料と教育標準時間保育料との差額

ご利用を希望される場合は前月20日までに保育必要時間申請書を提出の上、内容を確認後、利用の開始となります。

* 万一、許可された保育必要時間を超えた場合 1回100円

18:31を超えた場合 1分に付き16円+100円

② 保育標準時間認定こどもにかかる延長保育料金(月~金)

・18:31~19:00までの場合 月額 2,000円

ご利用を希望される場合は前月20日までに延長保育事業利用申請書を提出の上、内容を確認後、利用の開始となります。

* 万一、19:01を超えた場合 1回100円+1分に付き16円+100円

③ 保育短時間認定こどもにかかる時間外保育料

・7:30~9:00までの場合 月額 3,000円 1回300円

・17:01~18:30までの場合 月額 3,000円 1回300円

ご利用を希望される場合は前月20日までに保育必要時間申請書を提出の上、内容を確認後、利用の開始となります。

* 万一、18:31を超えた場合 1分に付き16円+100円

10/1からの時間外保育料金について

① 教育標準時間認定こどもにかかる時間外保育料金について

・7:30~9:00までの場合 月額 3,000円 1回300円

17:01~18:30までの場合 月額 3,000円 1回300円

ご利用を希望される場合は前月20日までに保育必要時間申請書を提出の上、内容を確認後、利用の開始となります。

* 万一、許可された保育必要時間を超えた場合 1回100円

18:31を超えた場合 1分に付き16円+100円

② 保育標準時間認定こどもにかかる延長保育料金(月~金)

・18:30~19:00までの場合 月額 2,000円

ご利用を希望される場合は前月20日までに延長保育事業利用申請書を提出の上、内容を確認後、利用の開始となります。

* 万一、19:01を超えた場合 1回100円+1分に付き16円+100円

③ 保育短時間認定こどもにかかる時間外保育料

・7:30~9:00までの場合 月額 3,000円 1回300円

・17:00~18:30までの場合 月額 3,000円 1回300円

ご利用を希望される場合は前月20日までに保育必要時間申請書を提出の上、内容を確認後、利用の開始となります。

* 万一、18:31を超えた場合 1分に付き16円+100円

(3) 料金の支払方法

保護者は社会福祉法人あしかびへ預金口座自動引き落としまたは振込の方法で支払います。

(4) 支払期日

保護者は前月25日(金融機関が休みの場合は翌日)までに社会福祉法人あしかびへ支払うものとし

ます。ただし、4月分については4月25日(金融機関が休みの場合は翌日)まで、9月分については9月25日(金融機関が休みの場合は翌日)までに支払うものとします。

(5) 料金の滞納

保護者が正当な理由なく利用料金を1ヵ月以上滞納した場合は、事業者は、90日以上の期間を定めて、料金を支払わない場合には契約を解除する旨の催告をすることができます。

14. お子さんのけがや事故発生時について

①保護者にご連絡をいたします。治療開始は保護者の同意と来院が必要ですので、必ず連絡の取れる情報を記載してください。園からの緊急連絡には速やかに対応いただきますよう、お勤めの事業所等にも事情をお話し、了解を得ておいてください。連絡や来院が出来ず治療ができない、または連絡が取れることが遅くなり、治療開始が遅れるなど、これらに起因するケースにつきましては、園は一切の責任を負いませんので、ご承知おきください。

②保護者の方がご加入の健康保険を利用させていただきます。

③お子さんの安全と健康に万全な配慮をし、日々教育及び保育を行っておりますが、不幸にしてけがや事故等が起こった場合、園加入の園児賠償責任保険の範囲内で保障させていただきます。

15. 退園について

保護者又は子どもの事情で中途退園する場合、保護者は退園予定日の前月1日までに事業者に書面にて申し出るものとします。次の事由に該当した場合は、保護者は文書で事業者に通知することにより、この契約を直ちに解除することができます。

(1)事業者が正当な理由なく、特定教育・保育を提供しない場合

(2)事業者がこの契約に定める事項に違反した場合

(3)事業者が故意又は過失により子ども及び保護者の身体・財物・信用等を傷つけたとき、又は著しい不信行為があったときその他この契約を継続しがたい重大な事由が認められる場合

以上